

《論 説》

ドイツの犯罪学における 近時の研究指導体制と教育状況(一)[※]

神 馬 幸 一

1. はじめに
2. ドイツの犯罪学における研究指導体制の概況（以上、本号）
3. ドイツにおける法学部教育改革と犯罪学
4. おわりに：我が国における犯罪学への示唆

1. はじめに

学際的な領域である犯罪学に関して、ドイツは、長い伝統を有している¹⁾。また、そこでは、傑出した研究成果が現在においても創出され続けてきた²⁾。

[※] 本稿の執筆に当たってはMünster大学法学部のKlaus Boers教授（犯罪学講座）から貴重な情報を提供して頂いた。ここに記して感謝の意を表す。また、本稿は、犯罪学雑誌81巻6号に掲載予定の拙稿「ドイツにおける法曹養成と犯罪学教育」の内容を大幅に加筆拡充するものである。

- 1) 川出敏裕＝金光旭『刑事政策』成文堂（2012）41頁以下では、近代的犯罪原因論における初期形態の一として「ドイツ学派」が紹介されている。それは、個人的素質と社会的要因の両者により犯罪が発生するという二言説的な説明を試みたものとされている。また、ドイツにおける犯罪学の来歴を紹介するものとしてKarl-Ludwig Kunz, Historische Grundlagen der Kriminologie in Deutschland und ihre Entwicklung zu einer selbstständigen wissenschaftlichen Disziplin, MschrKrim 96 (2/3), (2013), S. 81 ff.
- 2) ドイツ人研究者による最近の世界的な業績として注目されるものを幾つか挙げるならば、次のような成果が例示できる。先ず、犯罪学分野において国際的に最も影響力を有する専門誌としてAmerican Society of Criminologyが発行している

そして、ドイツの犯罪学から得られた知見は、刑事法的な立法政策論に対して重要な役割を果たしているものと評価されている³⁾。そのような意味で、ドイツにおける犯罪学の軌跡は、刑事政策の在るべき姿を考察する観点からも有用な具体例を示してきたように思われる⁴⁾。

「Criminology」に掲載されたCremens Kroneberg/Isolde Heintze/Guido Mehlkop, *The Interplay of Moral Norms and Instrumental Incentives in Crime Causation*, *Criminology* 48, (2010), S. 259 ff.がある。この研究成果は、いわゆる「合理的選択理論」が妥当する範囲を実証的に明らかにしている。そして、犯罪予防を考慮する上で、状況的要因のみならず、いかに規範意識を高めるかという点も重要であることが示されている。筆頭著者のKronebergは、現在、Köln大学に所属する新進気鋭の若手社会学者として注目されており、独自の「フレーム選択モデル（社会学理論における意思決定のモデルであり、ここでいうフレームとは行為を社会的に意味付けるための仕組み）」から、犯罪学的実証研究を展開している。その社会学的前提に関する詳細は、クレメンス・クロネバーク＝ハルトムート・エサー（久慈利武：訳）「エサーのフレーム選択モデル（編集）」人間情報学研究17号（2012）41頁以下参照。また、European Society of Criminologyが発行している専門誌「*European Journal of Criminology*」に掲載されたJost Reinecke/Klaus Boers/Luca Mariotti/Daniel Seddig, *Explaining the Development of Adolescent Violent Delinquency*, *European Journal of Criminology* 7 (6), (2010), pp. 499 ff.は、ドイツの少年非行に関する縦断研究（同一の被験者を一定以上の期間、継続的に調査し、その被験者の時間経過に伴う変化や成長・衰退を明らかにする研究）として、貴重な情報を提供している。また、国際的な共同研究としてはHamburg大学の犯罪学者Dirk Enzmannも関与しているJosine Junger-Tas/Ineke Haen Marshall/Dirk Enzmann/Martin Killias/Majone Steketee/Beata Gruszczynska (eds.), *Juvenile Delinquency in Europe and Beyond: Results of the Second International Self-Report Delinquency Study*, Springer, (2010)が挙げられる。このような実証的研究がドイツの犯罪学における将来を牽引するものとして期待されている。

3) Monika Becker, *Fragen an die Kriminologie ... aus der Sicht der Kriminalpolitik*, *M Schr Krim* 96 (2/3), (2013), S. 207 ff.

4) ドイツにおける公共政策論ないし立法学では、現代社会の複雑化に伴う予測不可能なリスクに対して、制御能力の低下した法規範により対処しなければならないという課題が積極的に意識されている。より一般的な議論を紹介するものとして、手塚

また、学術的専門分野の社会的有用性は、高等教育機関における研究指導体制の状況からも間接的に推論することが可能であろう。ドイツでは、犯罪学に関する理論と実践の架橋は、主として大学の研究指導体制の中で試みられてきた⁵⁾。

そこで、本稿は、先ず、ドイツにおいて、どのような研究指導体制の下に犯罪学が置かれているのかという近況の把握を試みる（「2. ドイツの犯罪学における研究指導体制の概況」）。次に、主として犯罪学が法学関連領域として位置付けられていることに鑑み、ドイツの法学部教育における変遷の中で犯罪学は、どのように扱われてきたのかを確認する（「3. ドイツにおける法学部教育改革と犯罪学」）。そして、最終的に、このような比較法的検証を通して我が国における犯罪学の研究指導体制に対する示唆を獲得することが本稿の目的とされる（「4. おわりに：我が国における犯罪学への示唆」）。

貴大「立法過程における政策形成と法(一)~(三): ドイツ立法学に係る議論の一端の概観」
廣島法学28巻3号(2005)65頁以下, 同28巻4号(2005)67頁以下, 同29巻1号(2005)73頁以下参照。また、ドイツ立法府が憲法学的制度面において有する政治的影響力の強さは、その傍証を比較政治学な文献からも示すことが可能である。例えば、少なくとも50万人以上の人口を抱える国家において、その国家体制内における議会権限の強度を世界規模(全部で158カ国)で調査した調査成果であるM. Steven Fish/Matthew Kroenig, *The Handbook of National Legislatures: A Global Survey*, Cambridge University Press, (2009), pp. 261, 348, 756 f.によれば、ドイツ連邦議会(Parliament of the Federal Republic of Germany: Bundestag)は、比較国家中、第1位という高評価(0.84点)が付与されている。それに対し、日本の国会(National Diet of Japan: Kokkai)は、第35位(0.66点)に留まる。

- 5) ドイツの犯罪学における研究指導体制の概観に関してはHans-Jörg Albrecht, *Zur Lage der Kriminologie in Deutschland: Eine Einführung*, MschrKrim 96 (2/3), (2013), S. 74 ff. また、ドイツ刑事法学教育の歴史的沿革を参照すると、犯罪学は、18世紀の段階から大学において教授されていることが分かる。この点に関しては、高橋直人「一八世紀末におけるドイツ刑事法学の展開: Rechtsgelehrsamkeitから Rechtswissenschaftへ」同志社法学53巻2号(2001)59頁以下, 同「近代ドイツの法学教育と『学びのプラン(Studienplan)』: 刑事法史研究との関連を意識しつつ」立命館法学331号(2010)1頁以下, 同「刑事プラクティウム(Criminalpracticum)の誕生: 19世紀前半のドイツにおける法学教育と刑事弁護」立命館法学333=334号

2. ドイツの犯罪学における研究指導体制の概況

2-1 状況把握の方法

最近, Münster大学法学部のKlaus Boers教授⁶⁾を中心とした研究班がドイツの犯罪学における研究指導体制の実証的把握を試みる調査報告(以下「Boers報告」とする)を公表した⁷⁾。この調査は, そのような研究指導体制における全体像の近似値を得るという意味において, ドイツでは初めての試みとされており, 有意義な内容を有している⁸⁾。そこで, 本稿では, この調査報告の内容

(2010) 811頁以下が詳しい。

- 6) Klaus Boers教授は, 1953年生まれ。Tübingen大学において, 「犯罪性と因果性: 犯罪学的縦断研究の批判的分析 (Kriminalität und Kausalität. Eine kritische Analyse der kriminologischen Längsschnittforschung)」により教授資格を取得後(当該論文は, 内容を補充した上で2004年にVerlag für Sozialwissenschaften社からKriminalität und Kausalität: Eine kritische Analyse der kriminologischen Längsschnitt- und Karriereforschungという題名で公刊), Dresden工科大学を経て, 1998年よりMünster大学法学部の犯罪学講座を正教授として担当している。客員研究員として立命館大学, そして, 客員教授として新潟大学, 中央大学に滞在した経験も有する。また, ドイツで定評のある刑事法系法律専門誌Neue KriminalpolitikとMonatsschrift für Kriminologie und Strafrechtsreformの編集にも関与している。我が国で紹介された業績としては, クラウス・ベアス=ヨスト・ライネケほか(九州刑事政策研究会: 訳)「少年犯罪: 年齢の経過と関係の解釈。Duisburgの経過調査研究『現代都市における犯罪』の結果」法政研究77巻3号(2010) 574頁以下がある。
- 7) この調査は2012年4月16日から8月6日までの間にオンライン質問調査機関(www.soscisurvey.de)を介して「ドイツの大学における犯罪学の将来 (Die Zukunft der universitären Kriminologie in Deutschland)」という題目により実施された。その結果はKlaus Boers/Daniel Seddig, Kriminologische Forschung und Lehre an deutschen Universitäten im Jahre 2012, MschrKrim 96 (2/3), (2013), S. 115 ff.
- 8) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 115では, 当該調査によりドイツの犯罪学における研究指導体制が有意義なものであるかどうかを解明するため, 次の内容が調査設計に

に依拠して、本稿の趣旨に関連する部分のみを抜粋しながら紹介する⁹⁾。

2-2 犯罪学関連機関の専門分野別分布状況

このBoers報告は、法学分野のみならず、社会学・行動科学系分野も含めた高等研究・教育機関に対する質問調査を手掛かりとして、ドイツの犯罪学における研究指導体制を検証しようと試みるものである。

従って、その調査は、ドイツの法学・社会学・心理学・教育学に従事する全ての高等研究・教育機関が対象とされている¹⁰⁾。これに加えて、ドイツの伝統

において重要な事柄であると考えられている。すなわち、(1)社会学・行動科学系分野の研究機関が法学部の研究指導体制に強く関連付けられているか、(2)経験を有する教授陣により犯罪学の研究・教育が運用されているか、(3)犯罪学に従事する機関において、研究・教育活動の半分以上が犯罪学的な課題に取り組まれているか、(4)犯罪学研究の少なくとも半分は、実証的な内容を有しているか、(5)国際的な犯罪学の議論に関与しているかの5点である。

9) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 123 f. における関心は「ドイツ国内の犯罪学研究・教育の規模」を把握することのみならず、犯罪学分野における「ドイツ人研究者の国際的な影響力」にも置かれている。但し、この後者に関しては、本稿の趣旨とは異なるため、本稿本文中では、焦点を置かない。一応、この点に関して概要をまとめるならば、次のようになる。このような影響力に関しては、国際的に評価の高い英文犯罪学雑誌におけるドイツ人研究者・研究機関による記事の公刊数(2007年から2012年の間)を手掛かりに評価されている。その調査対象期間において47件、年平均で約8件の記事が公刊されている(少なくとも54名のドイツ人研究者によるものとされている)。そして、この外国語雑誌における投稿・採用状況から、Boers報告は、国際的議論の文脈ではドイツの犯罪学が大きな影響力を有していないものと結論付けている。しかし、この結論自体は、ドイツ人犯罪学者による(特にドイツ語圏内においてのドイツ語による)研究活動の全容を反映するものではないことに注意を要する。

10) 参考情報として、ドイツの全大学に関する数値情報は、次の通りである。ドイツ統計局(Statistisches Bundesamt)の情報によれば(Web情報:2015年10月1日確認)、2014/15年冬学期の時点において、ドイツには合計427の大学が存在する。この内、総合大学(Universität)が107校、教育大学(Pädagogische Hochschule)が6校、

的な犯罪学研究機関である「Max-Planck外国・国際刑法研究所 (Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht)¹¹⁾」, 「Niedersachsen 犯罪学研究所 (Kriminologische Forschungsinstitut Niedersachsen)¹²⁾」, 「ドイツ警察大学校 (Deutsche Hochschule der Polizei)¹³⁾」が対象に加えられている。これらを合計すると265の機関に調査の依頼がなされている。

その結果として、185の機関(72%)からの回答が得られたとされる¹⁴⁾。この185の機関の内、55の機関(30%)が犯罪学に関する研究指導に従事していると回答した。この55の機関が当該質問調査の回答主体に当たる¹⁵⁾。その内訳は、次のようになる(表1)。

神学大学(Theologische Hochschule)が16校, 芸術大学(Kunsthochschule)が52校, 専門大学(Fachhochschule)が217校, 行政大学校(Verwaltungsfachhochschule: 上級公務員養成のための大学)が29校である。

- 11) 当該研究所は、大学外の研究機関としてFreiburg i. Br.に本拠を置く。元々は、Freiburg大学における一部局であったところ、1966年以降、Max-Planck協会の一支部機関として組織編制された。犯罪学・比較刑法分野において世界的にも著名な人材とドイツでも最大規模の専門図書館を抱えており、また、様々な特別課程を設けて若手研究者の育成にも取り組んでいる。その意味で、当該機関は、ドイツにおける非常に有力な犯罪学研究・教育機関である。
- 12) 当該研究所は、大学外の研究機関としてHannoverに本拠を置く。1979年に設立された。ドイツでは、有力な犯罪学研究機関に数えられる。齊藤豊治「犯罪学・刑事司法の総合的教育体制」大阪商業大学論集第9巻第1号(2013)3頁におけるHelmut Kuryの紹介によれば、ドイツの犯罪学研究機関として「2番目に大きな研究所」と評されている。
- 13) 当該大学校は、警察幹部候補の養成機関としてMünsterに本拠を置く。当該機関の前身である「警察幹部養成学院(Polizei-Führungsakademie)」は、1973年に設立された。上級警察職員に対する専門的な職業訓練を実施している。
- 14) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 116. 無回答の機関は、犯罪学に関する重要な研究・教育を実施していないものと推定された上で調査対象からは除外されている。
- 15) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 116. 従って、本件調査の主体は、特に断りがない限りで、犯罪学に従事する研究・教育機関を単位としており、個々の研究者に向けられたものではない。回答者である研究・教育機関の代表者は、各々の私見ではなく、

表1 犯罪学関連機関の専門分野別分布状況¹⁶⁾

専門分野	機関数	総数に占める割合 (%)	専門分野内での割合 (%)
法 学	32	58	73
社 会 学	10	18	21
心 理 学	8	15	22
教 育 学	5	9	13
総 数	55	100	—

上記の表によれば、ドイツにおいて犯罪学の研究指導に従事している55の機関は、その58%が法学分野により占められていることが分かる。社会学分野では18%、心理学分野では15%という数値であり、教育学分野に至っては、9%にしかすぎない。

また、この法学分野において、犯罪学の研究・教育に従事しているとの回答が得られた32機関という数値は、法学分野の研究指導機関における占有率として4分の3弱(73%)に相当することも分かる¹⁷⁾。同様の占有率を計算すると、社会学・心理学分野では、5分の1強(21~22%)、教育学分野では、10分の1強(13%)とされている。

以上を要約するならば、ドイツの犯罪学は、比較的、法学分野における研究指導体制に強く影響を受けているものと考えることができよう。

2-3 犯罪学関連研究者の俸給等級別分布状況

ドイツの大学に所属する教授職には、俸給上の等級が設けられている¹⁸⁾。こ

むしろ所属する機関における総評としての回答が求められている。

16) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 117における「表1」を参考に作成。

17) 法学分野の研究指導機関とは、主に大学法学部が想定される。ちなみに2015年度においてドイツ法学部会議(Deutscher Juristen-Fakultätentag)に所属し、ドイツでも公認されている法学部の数は、44校である(Web情報:2015年10月1日確認)。

18) 2002年2月の第5次改正大学大綱法(Fünftes Gesetz zur Änderung des

Hochschulrahmengesetzes und anderer Vorschriften vom 16. 2. 2002: BGBl. I S. 693) を受けて、ドイツの大学教員に適用される俸給制度も大きく改正された(その根拠法はGesetz zur Reform der Professorenbesoldung vom 16. 2. 2002: BGBl. I S. 686)。これは、教員間の競争を促進することを狙いとして、新たに「業績給」を導入する改革法である。改革法以前の旧俸給体系によれば、大学教員に対しては、公務員に適用される俸給表の内「C級」が当てはめられていた。C1級は任期付き助教(Assistent)に相当する。教授職に関してはC2・C3・C4の3等級が設定されていた。C2級の教授職は、上席助教(Oberassistent)又は講師(Dozent)とも呼ばれ、任期付きである。C3及びC4級は、終身の教授職である(我が国における大学教員の仕組みと大まかに対応させるならば、C3級は准教授、C4級は教授に相当すると説明されることもある)。給与(基本給)は、各々の等級の中で年齢(勤続年数)に応じて上昇する(通常2年毎に1号俸昇給)。しかし、C2級からC3級、又はC3級からC4級へと一段高い等級に移るためには、大学を移籍することが原則とされていた(Hausberufungsverbot: 同一学内招聘禁止の原則)。これに対し、改革法以降の新俸給体系によれば、大学教員に対しては、公務員に適用される俸給表の内「W級」が当てはめられる。前掲の第5次改正大学大綱法により若手研究者のためのJuniorprofessur(我が国に相当する役職名がなく「準教授」と訳されることもある)制度が新設されたことを受けて、従前のC3及びC4級相当の教授職は、各々W2及びW3級に編制し直され、JuniorprofessurはW1級とされている。前述した旧俸給体系における2年毎の昇給は、廃止され、基本給は、固定化された。その代わりに上限のない変動制の業績給が新たに導入された。この業績給は、W2及びW3級のみを支給され、W1級には適用されない。業績給は、学部毎に行う業績評価に従って決定される。なお、Deutscher Hochschulverbandが2004年にまとめたMerkblatt zur Umsetzung des Professorenbesoldungsreformgesetzes(Web情報: 2015年10月1日確認)によれば、法改正時に旧制度(C級)を導入していた機関に限り、その後も旧制度(C級)を維持するか、新制度(W級)に移行するかを選択が認められている。そして、一度でも新制度(W級)に移行した場合には旧制度(C級)に戻ることは許されないとされている。以上のようなドイツの大学教員における俸給制度の改革に関してはJuliane Koch, Leistungsorientierte Professorenbesoldung: Rechtliche Anforderungen und Gestaltungsmöglichkeiten für die Gewährung von Leistungsbezügen der W-Besoldung, Peter Lang, (2010), S. 11 ff. 我が国における紹介としては、木戸裕「ドイツ大学改革の課題: ヨーロッパの高等教育改革との関連

の俸給等級の分布状況を検証することは、各々の専門分野において、どのような経験を有する研究者が属しているのかの傍証に成りうるであろう。そのような意味で、犯罪学に従事する教授職の俸給等級別分布状況を示した内訳は、次のようになる(表2)。

表2 犯罪学関連研究者の俸給等級別分布状況¹⁹⁾

専門分野	C4/W3級	C3/W2級	C2級	W1級	総計	
					数	%
法 学	31	2	—	1	34	61
社 会 学	3	7	1	—	11	20
心 理 学	4	3	—	—	7	12
教 育 学	1	3	—	—	4	7
総 計	39	15	1	1	56	100

上記の表によれば、犯罪学に従事する全ての教授職(C4/W3級, C3/W2級, C2級, W1級)は、その61%を法学部に見出すことができる。その他の学問分野では、社会学分野では20%、心理学分野では12%という数値であり、教育学分野に至っては、7%にしかすぎない。

法学分野において、教授職の大部分(91%)はC4/W3級の教授で占められている。その一方で、社会学分野では、C2級の教授職がいることに加え、その63%はC3/W2級が占めており、27%のみがC4/W3級である。すなわち、比較的、経験の浅い教授陣による占有率が高いことが分かる。心理学分野では、C4/W3級とC3/W2級が各々、半々を占めている。教育学分野では、1名のC4/W3級と3名のC3/W2級の教員がいる。

また、Boers報告では、上記の教授職に関する俸給等級分布のみならず、将

において」レファレンス平成21年5月号(2009)13頁,19頁以下参照。

19) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 117における「表2」を修正した上で作成。

来的に、そのような教授職に任用されるべき博士号取得者に関する調査も行われている。それによれば、犯罪学に従事する機関において有期雇用されている博士号取得者総計29名が対象とされ、これらの研究者を「州における公務職員に関する賃金協約 (Tarifvertrag für den öffentlichen Dienst der Länder: TV-L)²⁰⁾」上の類型別に分類した結果が示されている²¹⁾。当該賃金協約別表Aによれば、高等教育機関において非正規に雇用契約されている研究職は13号から15号の賃金体系に段階付けされている²²⁾。Boers報告では、C1級及び当該賃金協約13号相当の研究職²³⁾に対し、当該賃金協約14・15号相当の研究職²⁴⁾とを分けて論じている。その理由として、前者は、常勤教授職の後継研究者に相当するのに対し、後者は、学外の有識者を一定の課題毎に有期雇用するような特

20) ドイツの大学は、その大多数が州立（私立は少数）であり、州立大学に属する教員の身分は、基本的に公務員とされる。但し、雇用形態に応じて、その労働法上の身分は異なる。前述した新旧俸給体系が適用されるような教員は、法的には「官吏 (Beamte)」と同様であり、公法上の公勤務関係に置かれるのに対し、それ以外の者は、公務被用者 (Arbeitnehmer des öffentlichen Dienstes) として、私法的雇用関係に置かれる。ここでいう公務被用者は、賃金協約被用者 (Tarifbeschäftigte) とも呼ばれ、労働条件は、労使自治の原則に従って決定される。すなわち、雇用側である連邦・州・自治体等と被用者側の代表機関との間で締結される賃金協約 (Tarifvertrag) に従って、公務被用者の労働条件が決定されることになる。この点、官吏に関する労働条件は、連邦議会により決定される。このようなドイツにおける公務員の二元的体制に関しては、山口和人「ドイツ公務員制度の諸問題」レファレンス平成26年9月号(2014) 5頁以下、藤内和公「ドイツにおける公務員代表制」立命館法学357=358号(2014) 1683頁以下参照。

21) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 117.

22) 当該協約の別表A (Anlage A zum TV-L) は、Web上で入手可能 (2015年10月1日確認)。高等教育機関における研究職の賃金体系は、別表Aの37頁以下参照。

23) 例えば、教授任用資格を取得していない研究員 (akademische Räte), 学術助教 (wissenschaftliche Assistenten), 学術協力者 (wissenschaftliche Mitarbeiter) と呼ばれる研究者である。

24) 例えば、上席研究員 (akademische Oberräte), 特任研究班長 (Direktoren) と呼ばれる研究者である。

任研究者として扱うことができると説明されている²⁵⁾。その結果、22名がC1級及び当該賃金協約13号相当の研究者であり、残りの7名は、当該賃金協約14・15号相当の研究者であるとされている²⁶⁾。前者22名の内、その半数は法学部門、5分の1は社会学部門、4分の1は心理学部門、1名が教育学部門に属するとされており、後者7名の内、6名は法学部門に属するものとされている²⁷⁾。

以上を要約するならば、犯罪学関連機関の分野別分布状況に連動するようなかたちで、研究者の俸給等級別分布状況は、教授職のみならず、後継研究者の養成という観点においても、法学部門の影響力が強いことが分かる。その他の社会学・行動科学系分野においては、犯罪学に従事する研究指導体制がC3/W2級以下の教授職により運営されている一方で、後継研究者の養成という観点からは、法学部で見られるような影響力を有していないことも分かる²⁸⁾。

2-4 犯罪学関連細目領域の分布状況

犯罪学は、学際的分野であることを受けて、関連する細目領域が数多く存在する。例えば、犯罪社会学(Kriminalsoziologie)²⁹⁾、犯罪心理学(Kriminalpsychologie)、

25) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 117. また、それ以外の短期雇用研究職及び博士学位審査中の若手研究者に関する情報は、調査範囲の設定上、除外されている。

26) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 117 f.

27) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 118.

28) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 118においても、同様の見解が述べられている。しかし、その原因までは分析されていない。

29) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 118では、Devianzsoziologie (逸脱行動の社会学) が犯罪学と社会学の接合領域として代表化されており、そのDevianzsoziologieの中にSoziologie sozialer Probleme (社会病理の社会学)、soziale Kontrolle (社会統制理論)、Kriminalsoziologie (犯罪社会学) が含まれるものとして扱われている。そのような狭義の位置付けにおけるKriminalsoziologie (犯罪社会学) は、おそらく社会環境の分析を介して犯罪原因を見出そうとする限定された意味合いで用いられている (ある意味で古典的・保守的な社会学領域である)。そのような狭義の犯罪社会学を超えたところに位置付けされたDevianzsoziologieは、Howard S. Beckerのラベリング理

犯罪教育学 (Kriminalpädagogik), 少年刑法 (Jugendstrafrecht), 行刑法 (Strafvollzugsrecht), 行刑学 (Strafvollzugsforschung), 制裁法 (Sanktionsrecht)³⁰⁾, 刑罰学 (Pönologie)³¹⁾, 警察学 (Polizeiwissenschaft), 捜査学 (Kriminalistik) が挙げられる。Boers報告では, 回答機関における犯罪学研究者が本来的に属する細目領域に関しても調査されている (重複回答)³²⁾。その結果として, 犯罪学に従

論を経て (ドイツ語のDevianzsoziologieという表現は, このBeckerにおける逸脱行動研究を強く意識したものとされる), 相互作用論的な社会学の展開をも含んだ広義の犯罪社会学を意味している。すなわちNew Criminologyといわれるような社会改革運動をも取り込んだ進歩的な犯罪学の世界観が含まれる。このようなDevianzsoziologieの説明に関しては, Michael Dellwing, Recht und Devianz als Interaktion: Devianz- und Rechtssoziologie in Prozessstudien, Springer VS, (2015), S. 1 ff. 本稿では, そのような広義の意味合いにおいて, 以下, 犯罪学と社会学の接合領域を「犯罪社会学」と表現する。従って, Boers報告における「Kriminalsoziologie (狭義)」と本稿における「犯罪社会学 (広義)」は, 厳密な意味で必ずしも一致しない部分があることに留意されたい。

- 30) Sanktionsrechtは, 刑事法上の制裁 (刑罰と刑事処分) のみならず, 民事法・行政法上において負荷される強制力・人権制約の影響を法的に分析する学際的領域である。特に, 企業における経済活動の制限というような商法的な観点の導入, 更に欧州人権条約との関連で国際法的な議論の展開も見せている。我が国では, 未だ取り組まれることの少ない専門領域である。
- 31) Pönologieは, Sanktionsforschungとも呼ばれ, 上記Sanktionsrechtの運用を社会心理学的に分析する領域である。しかし, その学問的関心が刑事法上の制裁に偏る場合にはStrafvollzugsforschungと大きく重なりうる。このような用語法に関しては Hans-Jürgen Kerner, Sanktionsforschung, Pönologie, In: Günther Kaiser / Hans-Jürgen Kerner / Fritz Sack / Hartmut Schellhoss (Hrsg.), Kleines Kriminologisches Wörterbuch, 3. Auflage, C. F. Müller, (1993), S. 440 ff.
- 32) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 118 f. ここにおいて, 本来的意味の「犯罪学 (Kriminologie)」に属するものとして回答機関が掲げたものは, 例えば, 犯罪学理論 (Kriminalitätstheorien), 少年犯罪学 (Jugendkriminologie), 経済犯罪学 (Wirtschaftskriminologie), 社会統制 (soziale Kontrolle), ライフ・コース研究 (Lebensverlaufsforschung), 犯罪・制裁に対する世論感情 (Kriminalitäts- und Sanktionseinstellungen), 犯罪予防 (Kriminalprävention), 被害者学 (Viktimologie) である。これらの細目領域は, 部分的に, 犯罪社会学, 犯

事する教授職（C4/W3級・C3/W2級・C2級が対象）の分布状況を示した内訳は、次のようになる（表3）。

表3 犯罪学関連細目領域の分布状況³³⁾

	法 学	社 会 学	心 理 学	教 育 学	総 計
犯 罪 学	29	3	2	2	36
犯罪社会学	5	6	2	2	15
犯罪心理学	2	—	5	—	7
犯罪教育学	1	—	—	3	4
少年刑法	26	1	—	2	29
行 刑 法	23	1	—	—	24
行 刑 学	12	—	4	—	16
制 裁 法	23	1	—	1	25
刑 罰 学	16	—	—	—	16
警 察 学	1	1	2	—	4
捜 査 学	—	1	1	—	2

上記の表によれば、総じて（本来の意味での）犯罪学に従事しているという回答が最も多い。次に多い細目領域は、少年刑法、行刑法、制裁法である。（本来の意味での）犯罪学と犯罪社会学のみが法学分野のみならず、社会学・行動科学系を含めた全ての分野において従事されている。その一方で、犯罪教育学、警察学、捜査学は、僅かしか従事されていない³⁴⁾。

以上を要約するならば、法学分野における内容的・専門的重点は、先ず、犯罪学を中心として、少年刑法、行刑法、制裁法という実体法・手続法的な理論の構築に置かれていることが分かる。それに対して、社会学・心理学・教育学

罪心理学、犯罪教育学の研究対象と重複している可能性がある。

33) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 119における「表3」を参考に作成。

34) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 118の脚注3番によれば、捜査学は、おそらくドイツ警察大学校のみでの実施科目であると紹介されている。

の重点は、各々の分野において最も関連性が強いものと思われる犯罪社会学・犯罪心理学・犯罪教育学に属するという回答が最大値を得ている。このことから、各専門分野の枠組みを超えて、横断的なかたちで様々な細目領域に取り組むというよりは、やはり各々の専門分野に拘束されてしまうという傾向が伺える。

2-5 犯罪学研究のための時間配分状況

犯罪学関連細目領域に費やされる研究時間は、各々の専門分野に応じて様々であることが見込まれる。そこでBoers報告では、各々の専門分野（法学・社会学・心理学・教育学）の教授職（C4/W3級に限定）において、研究総時間中に犯罪学関連細目領域が占める割合が百分率により示されている³⁵⁾。その内訳は、次のようになる（表4）。

表4 犯罪学研究のための時間配分状況³⁶⁾

	法 学	社 会 学	心 理 学	教 育 学	総 平 均
犯 罪 学	38 (23)	—	30 (2)	—	37 (25)
犯罪社会学	—	50 (1)	—	30 (1)	40 (2)
犯罪心理学	—	—	60 (2)	—	60 (2)
犯罪教育学	—	—	—	30 (1)	30 (1)
少年刑法	17 (19)	—	—	—	17 (19)
行 刑 法	11 (10)	—	—	—	11 (10)
行 刑 学	11 (7)	—	5 (1)	—	10 (8)
制 裁 法	17 (13)	—	—	—	17 (19)
刑 罰 学	16 (10)	—	—	—	16 (10)
警 察 学	30 (1)	100 (1)	20 (1)	—	50 (3)
捜 査 学	10 (1)	—	—	—	10 (1)

35) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 120.

36) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 120における「表5」を参考に作成。括弧内は、回答機関の数である。すなわち、この表は次のように読む。「法学分野におけるC4/W3級の教授職は23機関に属しており、そのような研究者において犯罪学に費やされる研

前記の表によれば、犯罪学的な研究は、そのような研究指導体制が法学分野へ集中している状況を受けて、法学分野内における研究時間の割かれ方が圧倒的に大きな意味を有していることが分かる³⁷⁾。

また、心理学分野における時間配分は、犯罪学及び犯罪心理学に集中している³⁸⁾。一方、社会学及び教育学分野に関しては、詳細な分析をするための数的条件を満たしていないとすべきであろう³⁹⁾。

更にBoers報告では、博士号取得後の後継研究者(長期雇用)の状況が調査されている⁴⁰⁾。そこにおいても、教授職の場合と同様の状況が指摘できる。すなわち、このような後継研究者の多くは、法学分野に所属しており、その研究内容の重点は、法学分野の教授職と同様に、研究総時間における5分の2強が犯罪学(補充的に犯罪社会学)に費やされている。そして、そのような後継研究者は、警察学と捜査学を除いた全ての犯罪学関連細目領域に従事している。

それに対して、社会学・行動科学分野における後継研究者は、法学分野と比較しても、明らかに層が薄く、犯罪学ないしは犯罪社会学において(心理学分野において、多少、行刑学よりで)、研究時間が割かれているに留まるものと報告されている⁴¹⁾。

究時間は、総研究時間の38%を占めている」

- 37) 法学分野において犯罪学が総研究時間の38%を占めている点に関して、Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 120によれば「確かに犯罪学に関する研究時間としての38%は、大きな部分を占めている。それにもかかわらず、法学部が犯罪学研究において圧倒的な地位にあることを鑑みれば、それは、少ないようにも思われる」と評価されている。
- 38) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 120によれば、C3/W2級の心理学者は、行刑学及び警察学という領域に、より多く従事していることが指摘されている。
- 39) この点、犯罪学に従事している社会学分野の研究者は、C3/W2級の教授職において優勢であることは前述した。従って、C3/W2級の教授職にまで調査対象を広げることで回答傾向が変化することも起こりうる。ちなみにBoers/Seddig, a. a. O. (7), S. 120によれば、そのような若手の社会学者は、研究総時間の約半分を犯罪学と犯罪社会学の研究に充当していると報告されている。
- 40) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 120 f.
- 41) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 121.

2-6 犯罪学研究における実証的研究の占有率

Boers報告では、ドイツの犯罪学において実証的研究が占める割合に関して、調査が実施されている。それは、各研究指導機関において、過去3年間の研究の内、実証的研究が占める割合を犯罪学関連細目領域毎に百分率で示したものである⁴²⁾。その内訳は、次のようになる(表5)。

表5 犯罪学研究における実証的研究の占有率⁴³⁾

	法 学	社 会 学	心 理 学	教 育 学	総 平 均
犯 罪 学	49 (22)	12 (3)	70 (4)	80 (1)	49 (30)
犯罪社会学	45 (3)	9 (4)	0 (0)	100 (1)	34 (8)
犯罪心理学	0 (1)	0 (1)	36 (4)	0 (0)	24 (6)
犯罪教育学	0 (1)	0 (1)	0 (0)	46 (2)	23 (4)
警 察 学	15 (2)	5 (2)	60 (2)	0 (0)	27 (6)
刑 罰 学	37 (12)	0 (1)	0 (0)	5 (1)	32 (14)
行 刑 学	40 (10)	0 (1)	93 (3)	5 (1)	46 (15)
捜 査 学	0 (1)	2 (2)	20 (1)	0 (0)	6 (4)

上記の表によれば、法学分野において、犯罪学と犯罪社会学における研究の半分近くは、実証的研究であるとされている。また、法学分野では、刑罰学又は行刑学に関しても、実証的研究が約4割を占めている。一方で、社会学分野においては、総じて実証的研究の割合が少なくなる。心理学分野においては、犯罪学において7割、警察学で6割、行刑学で約9割というように実証的研究の割合が非常に高いことが分かる⁴⁴⁾。教育学分野は、犯罪学と犯罪社会学にお

42) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 121.

43) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 121における「表6」を参考に作成。括弧内は、回答機関の数である。本文中の表は、次のように読む。「法学分野の22機関における犯罪学の研究成果の内、実証的研究は49%を占めている」

44) Boers/Seddig, a. a. O. (7), S. 121において、本文中では「警察学で93%、犯罪学で70%、行刑学で60%」と記述されている。この点、Boers教授に正誤を確認したところ、

いて、実証的研究に重点が置かれている（但し、回答数が少なすぎるという難点がある）。

以上を要約するならば、実証的研究は、いずれの専門分野においても、犯罪学と犯罪社会学が高い割合を占めている。そこでは、社会学分野という例外を除いて、総研究の内、その半数以上が実証的研究であるとして回答されている。ここで注目すべき事柄としては、実証的研究の割合という観点からも、特に法学分野の優位性が確認できるということであろう。

表中で示した数値（警察学で60%，犯罪学で70%，行刑学で93%）が正しい数字であるとの回答を得た。